

地方独立行政法人化について

1. 地方独立行政法人の定義

住民の生活や地域社会・地域経済の安定など公共上の見地から、その地域において確実に実施される必要がある事務・事業のうち、地方公共団体が直接実施する必要はないもので、民間に委ねると適切に実施されないおそれがあるものを効率的・効果的に行うために、地方公共団体が設立する法人

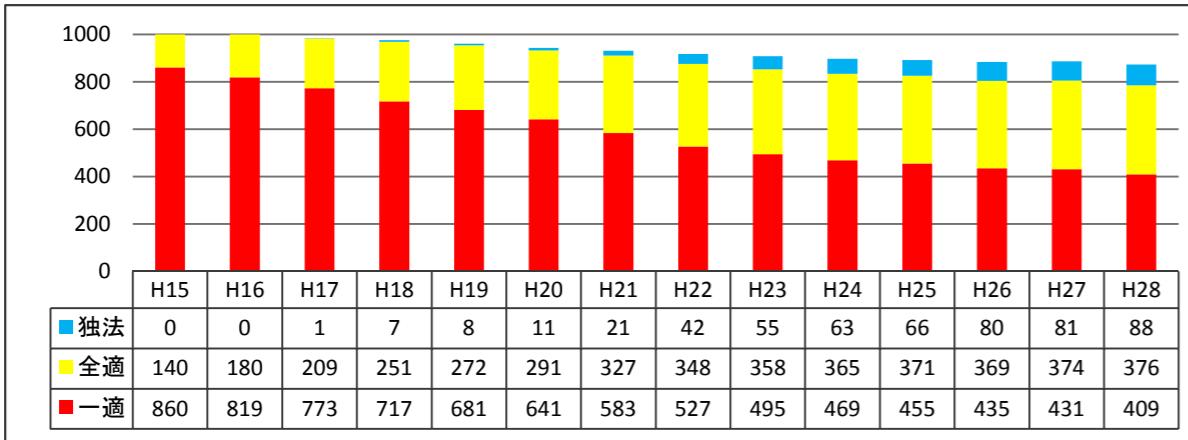
2. 地方独立行政法人の特徴

- 理事長に大きな権限が与えられ、経営の自由度も高く、効果的な運営が可能
- 理事長の任免や中期目標の提示を通して地方公共団体の関与も可能

3. 地方独立行政法人化のメリット・デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ○ 意思決定の迅速化 <ul style="list-style-type: none"> 柔軟な組織体制により合意形成を迅速化 理事長権限による医療機器整備や設備投資で医療環境の変化に迅速に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務負担の増加 <ul style="list-style-type: none"> 職員の採用事務など新たな事務負担が発生
<ul style="list-style-type: none"> ○ 安定的・専門的な人材確保 <ul style="list-style-type: none"> 職員のプロパー化によって、長期の人材育成や専門職の養成が可能 定数枠に縛られない職員採用（必要スタッフの増減員） 病院経営や管理業務のノウハウ蓄積 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の離職 <ul style="list-style-type: none"> 公務員指向の職員の不満・退職
<ul style="list-style-type: none"> ○ 弹力的・効率的な経営管理 <ul style="list-style-type: none"> 独自の給与体系が可能 柔軟で迅速な予算執行 契約の自由化により調達コストを節減 剰余金の戦略的投資 	

4. 自治体病院の推移



※「独法」…地方独立行政法人 「全適」…地方公営企業法全部適用 「一適」…地方公営企業法一部適用

5. 類似病院の状況

(事例抽出の基準)

- 一般の急性期を担う総合病院
- 一般病床数は300床以上400床未満
- 独法移行後、3年以上が経過
- 再編・統合せず単独病院が独法化

○市立秋田総合病院(秋田県)

地方独立行政法人化年度……………平成26年度

独法化前の形態……………地方公営企業法(一部適用)

一般病床数(令和元年11月現在)……………374床

【独法化前後の比較】

	H24	H25	H26	H27	H29
医業収益(千円)	9,159,479	9,141,594	9,505,483	9,642,945	9,893,140
職員給与費(千円)	5,479,512	5,334,718	5,805,423	5,945,660	6,181,320
職員数(人) ※	585	576	598	617	631
職員給与比率	59.8%	58.4%	61.1%	61.7%	62.5%
経常収支(千円)	238,650	429,738	696,958	452,764	365,559

○新小山市民病院(栃木県)

地方独立行政法人化年度……………平成25年度

独法化前の形態……………地方公営企業法(一部適用)

一般病床数(令和元年11月現在)……………300床

【独法化前後の比較】

	H23	H24	H25	H26	H29
医業収益(千円)	4,569,301	4,880,550	5,212,119	5,524,911	7,502,186
職員給与費(千円)	2,498,085	2,500,312	3,094,907	3,469,922	4,248,082
職員数(人) ※	316	320	412	461	531
職員給与比率	54.7%	51.2%	59.4%	62.8%	56.6%
経常収支(千円)	▲ 386,949	53,876	222,350	136,551	329,293

※ 職員数 独立行政法人化前…常時雇用職員数(フルタイム)
独立行政法人化後…正規職員数+非常勤職員数